



島田市告示第 122 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 54 条第 4 項の規定による中河第五土地改良事業についての換地処分の公告があつた日の翌日から本市内の字の区域を下記のとおり変更することについて、地方自治法第 260 条第 2 項の規定により告示する。

令和 2 年 4 月 22 日

島田市長 染 谷 絹



記

- 1 大字中河字中瀬に編入する区域
大字中河字西中久保 741 の 1、741 の 2